

教 特 第 535 号
令和5年2月17日

訪問看護ステーション協議会長 様

静岡県教育委員会
特別支援教育課長

「県立学校医療的ケア児就学支援事業」について（通知）

このことについて、下記のとおり、新規事業を実施いたしますので、貴所関係職員に周知するとともに、貴管内ステーションに通知願います。

記

- 1 事業名 県立学校医療的ケア児就学支援事業
- 2 開始年度 令和5年4月
- 3 目的 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に基づき、医療的ケア児の保護者の付添い負担の軽減を図り、医療的ケア児が安定して学習を継続できる体制を整備する。
- 4 事業内容 県と委託契約をした訪問看護等事業者が、保護者に代わって当該児童生徒等に付き添い、必要な医療的ケアを実施する。
- 5 事業説明 オンデマンドで配信しますので、二次元コードからアクセスの上、視聴願います。
- 6 配信期間 令和5年2月27日（月）から3月17日（金）まで



事業者向け



保護者向け

7 その他

- (1) 難病患者介護家族リフレッシュ事業（在宅支援）は引き続き利用可能です。
- (2) 本事業に関する問合せについては、特別支援教育課 指導班までお知らせください。

担 当 指 導 班
電話番号 054-221-3329

県立学校医療的ケア児就学支援事業

(特別支援教育課)

1 目的

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の基本理念にのっとり、医療的ケア児の保護者の付添い負担の軽減を図り、医療的ケア児が安定して学習を継続できる体制を整備するために、県教育委員会として令和5年度より新たな医療的ケア児就学支援事業を始める。

2 実施内容

	在校時支援	通学时支援
対象者	県立学校(全学部) 幼児児童生徒(通学生)	
	人工呼吸器管理等、学校看護師では対応が困難な医療的ケアのある者	医療的ケアが必要なため、スクールバスに乗車できない者のうち、通学困難な者(※)
内容	保護者に代わり委託訪問看護師が当該児に付添い医療的ケアを実施する ・車両は介護等タクシーを利用	
実施主体	県(県教育委員会)	
実施者	訪問看護等事業者	訪問看護等事業者 介護タクシー等事業者
費用負担	県10割(保護者負担なし)	*車両代は就学奨励費対応
利用回数	事業者と相談(県としての制限はしない)	

*通学支援対象者：医療的ケアのためスクールバスに乗車できない者のうち、以下①もしくは②に該当し、協力を得られる訪問看護等事業者のある者 ①付添い可能な保護者等が一人しかおらず、その保護者に入院やケガ等により付添不可能な事情が生じた場合 ②その他、校長が保護者の付添いが困難と判断した場合。

3 難病患者介護家族リフレッシュ事業(以下「難リフ」との違い

(1) 難リフ(就学支援)と新事業の違い

	難リフ(就学支援)	新制度
実施主体	市町(県が一部助成)	県(県教育委員会)
対象児童生徒	県内特別支援学校(小・中学部) 県内全小中学校(政令市含む)	県立特別支援学校(全学部) 県立高等学校
保護者経費負担	1割	なし
回数制限	80日	なし

(2) 利用できる事業の違い

	在校(通学)時	在宅時
県立学校児童生徒等	新事業	難リフ(在宅支援)
上記以外	難リフ(就学支援)	

(3) 各市町小中学校(政令市を除く)児童生徒の難リフ(就学支援)の利用状況

H30	0人	R元	1人	R2	0人	R3	0人	R4	0人(4月希望)
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----------